

無議決権株式の評価

Q : 無議決権株式の評価方法が明らかにされたようですが、どのような評価方法で評価することになったのですか？

A : 原則的評価から5%減額した金額で評価しますが、その減額した金額は議決権株式の価額に加算することになります。

【解説】

さきごろ、国税庁から無議決権株式の評価方法が明らかにされ、同族株主が無議決権株式(社債類似株式を除く)を相続又は遺贈により取得した場合には、次のすべての条件を満たす場合に限り、原則的評価方式により評価した価額から、その価額に5パーセントを乗じて計算した金額を控除した金額により評価するとともに、当該控除した金額を当該相続又は遺贈により同族株主が取得した当該会社の議決権のある株式の価額に加算して申告することを選択することができることとされました。

- ① 相続税の申告期限までに、遺産分割協議が確定していること。
- ② この評価方法により申告することについての届出書が所轄税務署長に提出されていること。
- ③ 「取引相場のない株式(出資)の評価明細書」に株式の評価額の算定根拠を適宜の様式に記載し添付していること。

